

長 崎 県

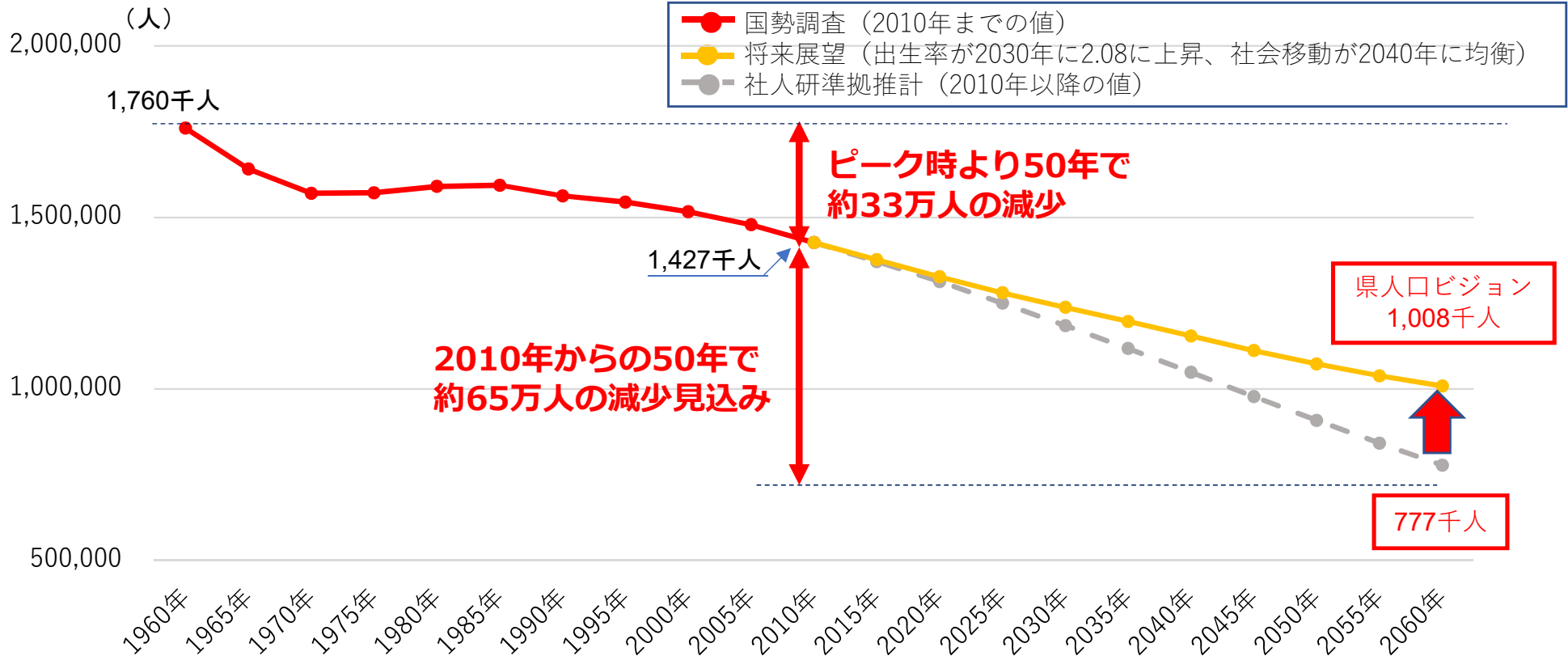
地域共生社会の実現に向けた長崎県の取組



令和元年5月31日
長崎県福祉保健課

長崎県の人口推移と将来推計

- 県人口は、1960年の176万人をピーク（国ピークは2008年）に、2010年には143万人まで減少。（2015年：138万人）
このままでは、2060年には78万人に減少する見込み。
- 長崎県人口ビジョンでは、2060年に100万人程度の人口水準の確保を目指す。



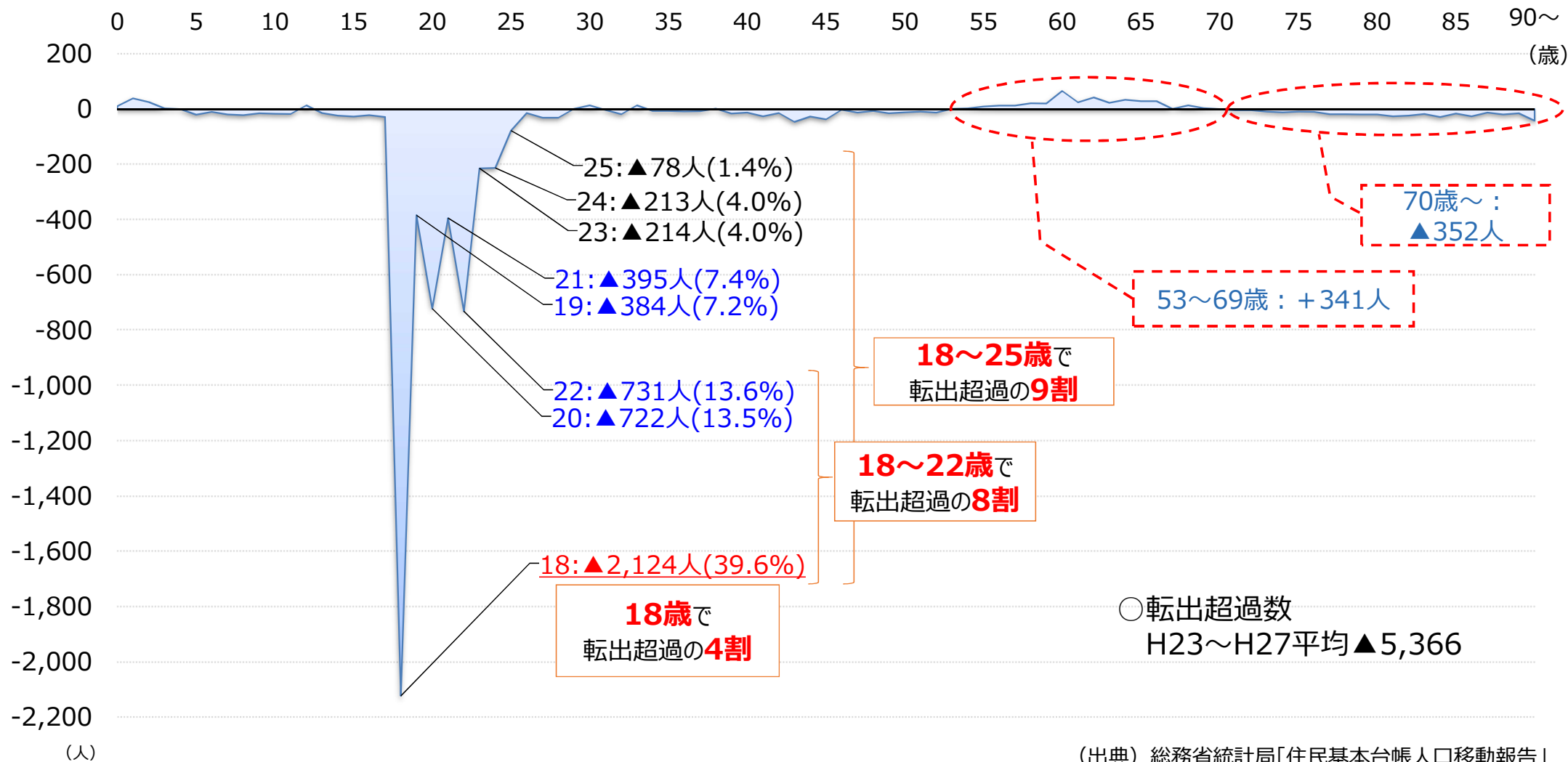
（出典）国勢調査、社人研準拠推計

人口減少が
県民生活に
もたらす影響

- ・公共交通機関の乗客の減少に伴い、運賃の上昇、運行便数の減少、路線の廃止など、交通利便性が低下する
- ・購入客の減少に伴い、日用品等の販売店舗の撤退や商店街の衰退が進み、買い物アクセスが低下する
- ・医療機関の統廃合や医療・福祉の人材不足などにより、必要な医療・福祉サービスが受けにくくなる
- ・消防団員の減少に伴い、初期消火など、災害時の対応力が低下し、防災・防犯上の悪影響が懸念される
- ・学校の統廃合により、通学時間が長くなるなど、児童・生徒の学校生活への負担になる
- ・年金などの社会保障費の負担の増加 など

年齢別社会移動の状況（長崎県H23～H27平均）

○年約5～6千人の転出超過が常態化しており、その大半を若年者で占める（18歳で全体の4割、18～25歳で9割）。



長崎県における地域包括ケアシステム構築に向けた取組

これまでの課題

1. 地域包括ケアシステムの構築状況についての客観的な評価指標がないため、市町において目標や現在の到達点、課題等が明確になっていない。
2. 地域支援事業により実施すべき取組（介護予防・日常生活支援、在宅医療・介護連携、認知症施策推進、生活支援体制整備）の進捗について、市町間で格差が見られる。
3. 市町において、各々の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築イメージが持っていない。

課題を踏まえた取組の概要

1. 長崎県版地域包括ケアシステム評価指標の作成【県】（H28-29）
 - ・8分野78項目からなる評価指標
 - ・有識者と県による全市町ヒアリング
2. 地域包括ケアシステムロードマップの作成【市町】（H29～）
 - ・各市町における地域包括ケアシステムの構築に向け、「構築期」と「充実期」に分け、各市町の実情にあったロードマップを作成
3. 長崎県地域包括ケアシステム構築モデル事業の実施【県】（H29-H30）
 - ・モデル3地区（都市型、過疎型、離島型）を選定し、システム構築までのモデル事業を通して、その取組手法を他市町に横展開

長崎県における地域包括ケアシステム構築に向けた取組

1. 長崎県版地域包括ケアシステム評価指標の作成

①「医療」「介護」「予防・保健」「住まい・住まい方」「生活支援・見守り等」に「専門職・関係機関ネットワーク」「住民参画」「行政の関与・連携」を加えた8分野78項目による評価指標を作成

②システム構築の進捗状況を把握するための「チェックシート」として活用してもらい、強み・弱みを把握し、強みの部分はさらに強化し、弱みの部分は関係機関等と課題を共有し、解決を目指していくためのもの

③各分野5点、計40点満点で自己評価を行い、外部有識者、県による全市町ヒアリングを実施し、その結果を踏まえ評価を確定。評価合計点が32点以上の圏域について、県地域包括ケアシステム構築支援部会での意見等、総合的に踏まえた上で、「地域包括ケアシステムが概ね構築できている」と判断

④平成29年度末において、19圏域／全123圏域(15.4%)で概ね構築できている。

2. 地域包括ケアシステムロードマップの作成

①市町による自己評価から、各圏域におけるシステムの構築状況や課題が明らかとなり、構築目標年や、そのために実施する推進方策等を取りまとめたロードマップを県内全市町で作成

②構築に向けてのP（企画立案）、D（事業実施）、C（自己評価）、A（ロードマップの見直し、次年度施策への反映）サイクルを実施

※地域包括ケアシステムの構築期は、評価シート40点中32点(A高得、B合格、C評価・予防等重大项目8分野の総合点)以上の圏域を達成するまでの期間
※地域包括ケアシステムの充実期は、構築期にさらに進捗向上を目指す期間

項目	目的(目標・目的)	達成年度	推進方策(方法・手段)	地域包括ケアシステムの構築期						地域包括ケアシステムの充実期								
				2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)	2027年度 (平成39年度)				
A. 医療	在宅医療の体制整備	2020年度(平成32年度)	医師をはじめとする専門職に対し、在宅医療の推進に必要となる研修や教育の機会を創出し、地域包括ケアシステム構築に必要となる人材の確保を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
	医療と介護の連携共有	2020年度(平成32年度)	医師と介護士が連携して、在宅医療の推進を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
	医師を余剰とした取組の推進	2020年度(平成32年度)	医師を余剰とした取組の推進を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
B. 介護	自立支援・重症化防止	2019年度(平成31年度)	介護予防や認知症予防などによる重症化防止を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
	介護人材の確保	2020年度(平成32年度)	介護職員確保に必要となる人材の確保を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
C. 健康・予防	住民が参加できる健康づくりの推進	2020年度(平成32年度)	住民が参加できる健康づくりの推進を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
	健康づくりの推進	2020年度(平成32年度)	健康づくりの推進を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
D. 住まい・住まい方	住環境の整備	2020年度(平成32年度)	住環境の整備を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
	高齢者の住み続けられる住まいの確保	2020年度(平成32年度)	高齢者の住み続けられる住まいの確保を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
E. 生活支援・見守り等	生活支援体制づくり	2020年度(平成32年度)	生活支援体制づくりの推進を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
	認知症高齢者の居宅支援	2020年度(平成32年度)	認知症高齢者の居宅支援を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
F. 専門職・関係機関のネットワーク	多職種連携体制の推進	2020年度(平成32年度)	多職種連携体制の推進を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
	連携の推進	2020年度(平成32年度)	連携の推進を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
G. 住民参画(自助・互助)	生活がいっしょ実装の推進	2020年度(平成32年度)	生活がいっしょ実装の推進を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
	地域包括ケアシステム構築の活性化	2020年度(平成32年度)	地域包括ケアシステム構築の活性化を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
H. 地域ケア体制の確立	地域ケア体制の確立	2020年度(平成32年度)	地域ケア体制の確立を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
	住民への普及啓発	2020年度(平成32年度)	住民への普及啓発を図る。	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進

長崎県における地域包括ケアシステム構築に向けた取組

3. 長崎県地域包括ケアシステム構築モデル事業の実施

①あと一押しでシステムが概ね構築できそうなモデル3地区を選定し、各分野に精通したアドバイザー派遣等を集中的に行い、その取組手法を他市町に横展開することで、県内全域での構築を目指す。

②モデル事業実施結果

都市型：長崎市桜馬場地区

- 専門職が多いという特性を活かして、生活圏域レベルでの多職種の組織化を進める。
- 社会資源が豊富なため、病院や介護施設など既存施設に協力を得た通いの場の開設

過疎型：平戸市田平地区

- 地域資源が偏在しており、生活圏域レベルでの課題やニーズの把握には生活支援コーディネーターの役割が重要

離島型：五島市玉之浦地区

- 社会福祉法人が地域の中核的団体として社会貢献や地域づくりを牽引していく意識醸成の契機
- 市役所の長寿担当課と地域振興担当課との協働により、助け合い活動の機運が醸成

令和元年度の長崎県の取組

1. 県内情報交換会の開催

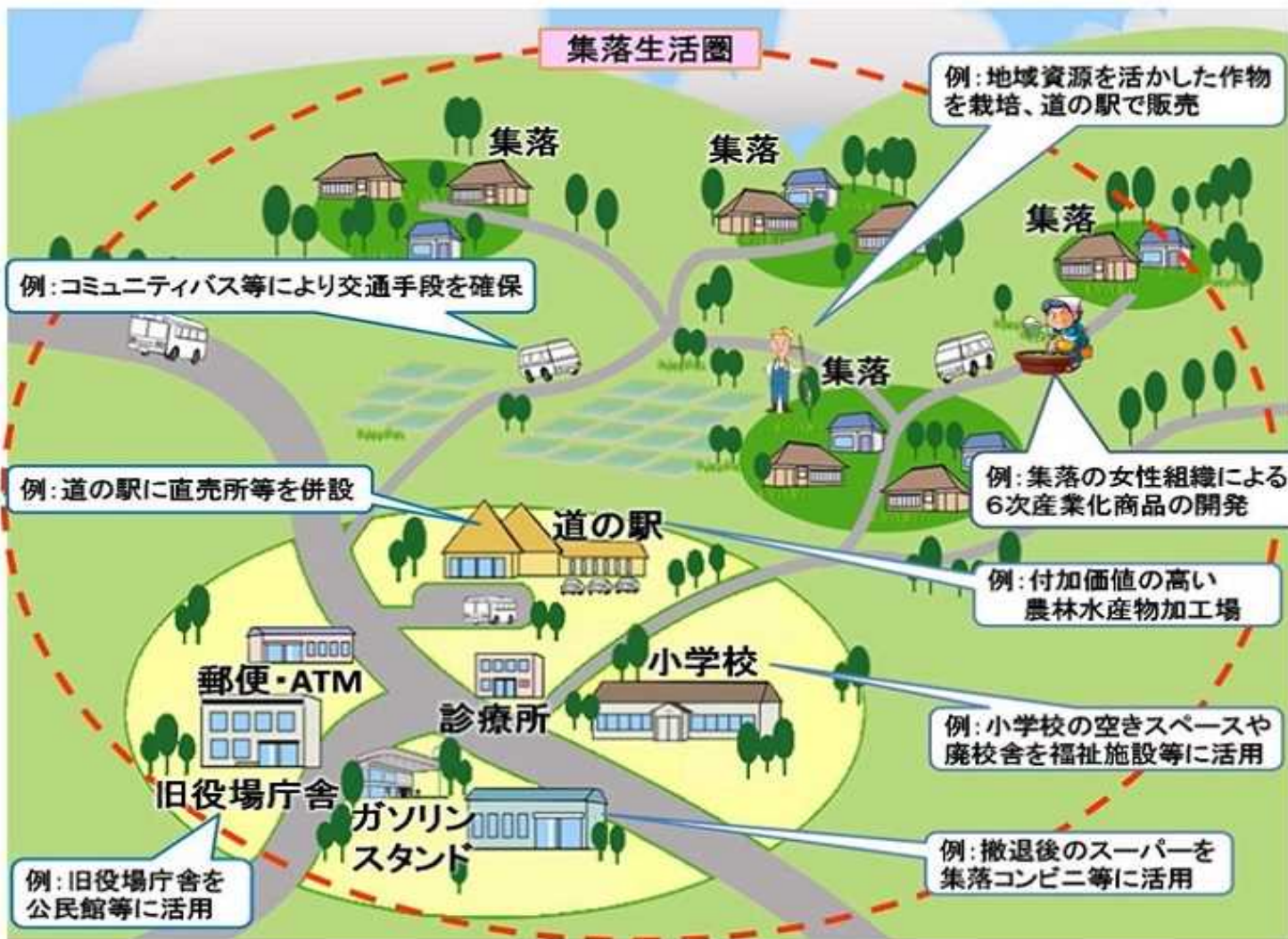
- 県内市町、地域包括支援センターを対象に、概ね構築が進んでいる市町、モデル事業に取り組んだ3市からの報告や、各市町の課題等について意見交換をする情報交換会を開催
 - ・ 他市町の取組状況が把握できる
 - ・ 課題や悩みの共有などを通して、普段からやり取りができる関係づくり

2. PDCAサイクルの確立

- 外部有識者・県による全市町ヒアリング実施後、県において市町ごとに特徴・課題を整理し、その結果を市町へ提供
- 市町は自己評価結果、県からの提供資料等を参考に、ロードマップを見直し
- 県、市町はロードマップの見直し内容や、関係団体等との協議を踏まえ、次年度施策を検討

小さな楽園プロジェクト ～地域を支える拠点づくり～

人口減少・少子高齢化が進み、地域（集落）の維持が難しい状況にあるなか、基幹集落と周辺集落を交通ネットワークで結び、生活サービス支援を行うとともに、その地域を活性化させる取組を並行して行うことで、自立的・持続的な地域づくりにつながる「小さな拠点」の形成を進めていく取組を支援する。



＜対象＞

特に人口減少・高齢化が進んでいる地域において、地元が危機感をもって主体的に「小さな拠点」づくりに取り組もうとしている地域をモデル地域として支援。

＜取組例＞

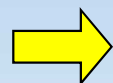
- ・日常生活における助け合い・支えあう事業
- ・基幹集落と周辺集落との間のデマンドタクシー等の導入・運行
- ・移動販売車の導入による買い物代行や地域の見守り対策
- ・廃校舎や古民家等を活用した高齢者の生きがいづくり
- ・地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興による賑わいの場の創出

など

＜

＜実施地区＞

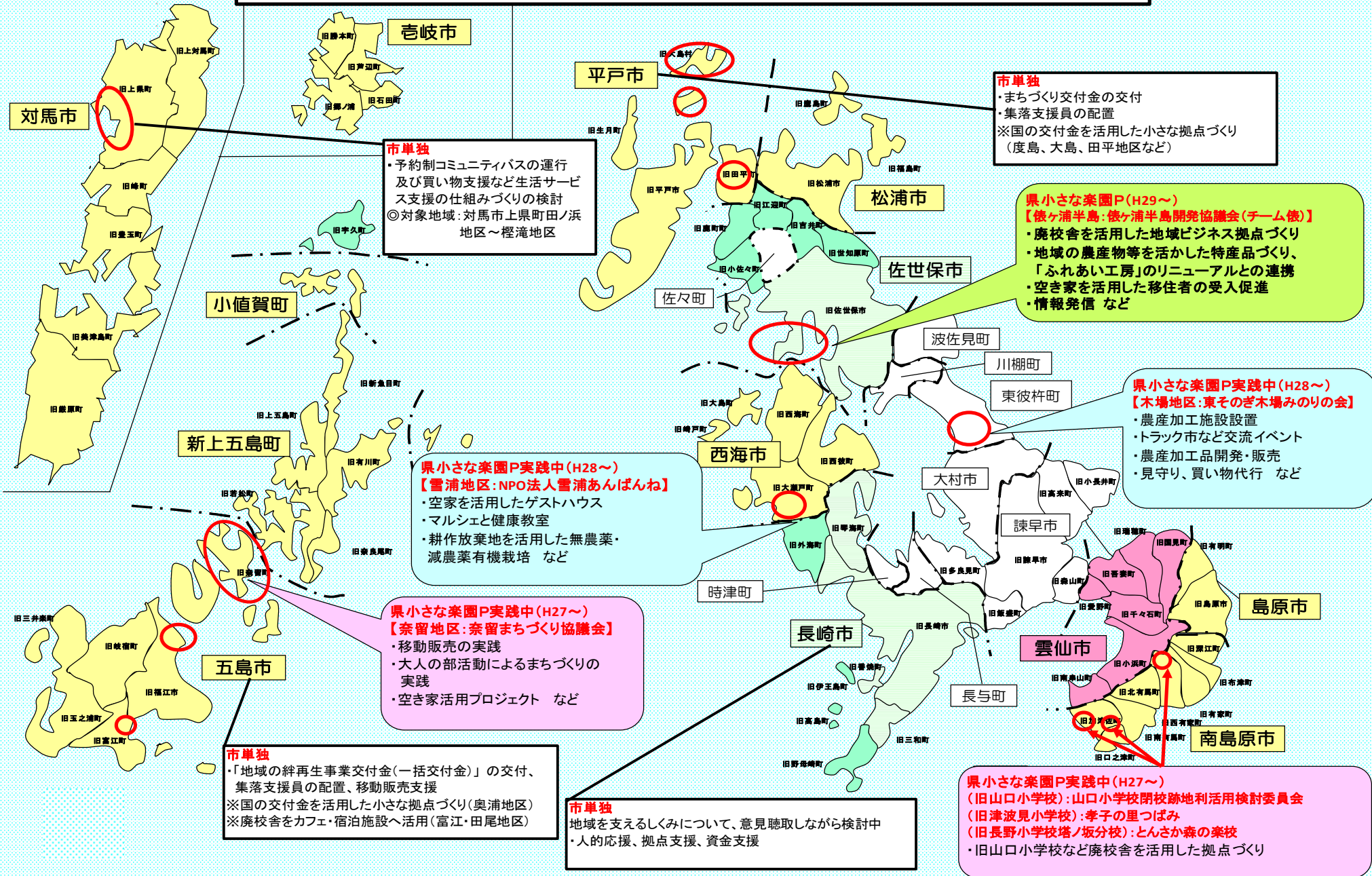
- ・ H27～ 南島原市加津佐町、五島市奈留町
- ・ H28～ 西海市雪浦、東彼杵町木場
- ・ H29～ 佐世保市俵ヶ浦



モデル地域での取組を実施し、成功事例を創り出し、県内全域へ波及

小さな楽園プロジェクト ～地域を支える拠点づくり～

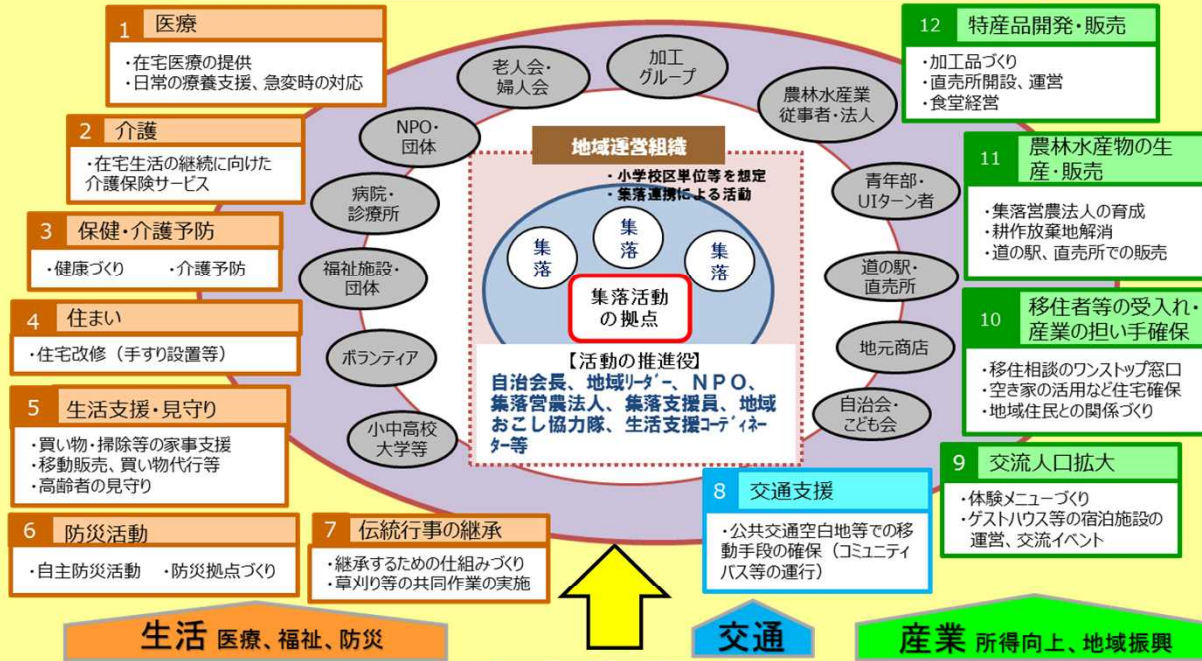
県内における小さな拠点形成の状況について



H31年度の集落維持・活性化対策の取組方針

- ・市町が実施する地域住民主体による地域運営組織を核とした集落対策の仕組みづくりに対して部局横断的に支援を行う。
- ・県は、これまで各部局で取り組んでいる集落対策に資する既存事業に加え、H31年度は、地域住民をはじめとする多様な主体が協働して集落維持活動へ参画する仕組みを構築する事業に取り組み、地域毎の実情を踏まえた支援を行う。
- ・また、県で選定する「重点支援地区」へ部局連携して集中支援を行い、その取組プロセスを見える化することにより県内全市町へ展開する。
- ・県の支援体制は、H30年度に立ち上げた集落維持・活性化対策プロジェクトチーム（PT）及び市町人口減少対策支援チームを継続するとともに、各振興局にも集落支援機能を位置づけ、市町の取組を強力に後押しする。

地域住民主体による地域運営組織を核とした集落対策の仕組みづくり



【新】地域課題解決の担い手となるNPO育成事業費
 地域活動の担い手となり得るNPO等の人材育成
 【県民生活部 県民協働課】

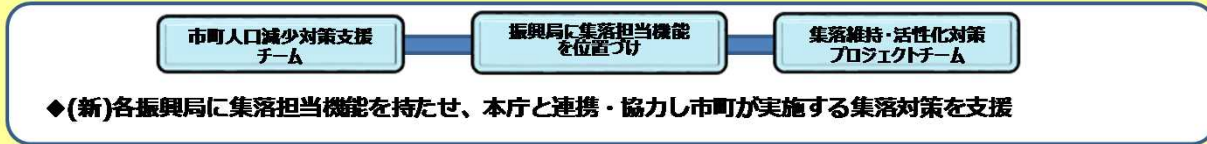
【新】助け合い活動強化事業費
 高齢者等に対する移送や買物等の生活支援体制の構築に向けた支援
 【福祉保健部 長寿社会課】
 ※市町や地域包括支援センターとの連携による支援

【新】集落維持対策推進費
 地域住民主体の地域運営組織の立ち上げや小さな拠点づくりに向けた支援
 【企画振興部 地域づくり推進課】

【新】農山村地域力向上支援事業費
 農産物直売所等の活動を農山村地域における拠点となるための取組を支援
 【農林部 農山村対策室】

- ◆集落対策に資する新規・既存事業
 (文化観光国際部)
 【新】世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト (福祉保健部)
 【新】多重の見守りネットワーク構築推進事業費
 【拡】健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費
 【拡】地域包括ケアシステム構築加速化支援事業 (農林部)
 【継】中山間地域直接支払費
 【継】多面的機能支払費
 【継】ながさき集落営農育成総合支援事業 (水産部)
 【継】雄島漁業再生支援交付金事業
 【継】養殖回復等総合推進事業費

◆【新】県支援体制の強化
 新たに振興局に集落担当機能を持たせ、PTや支援チームと連携して市町が実施する集落対策を部局横断的に支援を行う。



◆【新】重点支援地区への集中支援
 市町が集落対策に取り組む地域のうち、今後の全县下への展開を見据えた取組モデルとなる重点支援地区に部局横断的に集中支援を行い、その取組プロセスを県内各地へ横展開を図る。

【重点支援地区 (H31 8~10地区)】
 山間部農村、漁村、離島、2次離島、高齢者が多い小規模、集落など、あらゆる集落パターンを想定

(新) 集落維持対策推進費

【地域づくり推進課 予算額 26,835千円】

事業の目的

○ 地域住民主体の集落維持に向けて、地域運営組織※の立ち上げや小さな拠点づくりを進める市町の集落維持・活性化の取組を部局横断的に支援

※地域運営組織：地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織 例)○○地区まちづくり協議会 など

事業の概要

市町のサポート強化

- 市町のサポート体制強化
- 中山間地域対策[農林]や生活支援[福祉]、NPO育成[県民]など部局横断で実施
- 集落対策に向けた研修、アドバイザー派遣

地域運営組織の立ち上げ支援

- 県が**重点支援地区**を選定し、市町の集落維持・活性化の取組を重点的に支援
 - ✓ 補助率1/2、上限100万円×10箇所
 - ✓ 「まちづくり計画」の策定に向けたコーディネーターの招へい
 - ✓ 集落の現状把握のための調査 など



長崎県福祉保健総合計画と地域福祉支援計画について

長崎県では、複雑・多様化、専門化する県民ニーズに的確に応えるため、保健・医療・介護福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針として「長崎県福祉保健総合計画」を策定し、各種施策を一体的に展開することとしている。

計画の性格と役割等

- ① 県の総合計画である「長崎県総合計画」における保健・医療・介護・福祉分野の施策の基本的な考え方や方向性を示すもの
- ② 領域ごとの個別計画と整合性をもちながら、本県の保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針
- ③ 地域福祉支援計画としても位置付け

計画期間：2016（平成28）～2020（令和2）年度

検証・評価：長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会において検証・評価を行い、その結果を公表

課題

- ・現行の長崎県福祉保健総合計画は改正社会福祉法に対応していない。
- ・長崎県総合計画は県議会の議決が必要（県行政の各分野における基本的な方向を定める計画は議決事件と定められている。）



- ・次期計画策定時に改正法に対応できるよう、盛り込むべき内容、また、策定のための組織等の検討が必要

今後のスケジュール等

年度	取組内容
2019（令和元）	・基本方針、構成等の検討 ・庁内検討組織の立ち上げ 等
2020（令和2）	・計画策定に係る審議会、分科会の開催 ・県議会での素案説明（11月）、審議・議決（2月） ・パブリックコメント 等
2021（令和3）	新計画スタート（計画期間2021～2025年度予定）